

公益財団法人小牧市スポーツ協会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人小牧市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬及び賞与をいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、旅費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(常勤役員の報酬等)

第3条 常勤役員の報酬等の限度額は、年総額4,200,000円以内とし、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

- 2 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、月の1日から末日までを試算期間として、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
- 3 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤役員が退任したとき、又は解任されたときは、その日までの報酬を支給する。
- 5 常勤役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。
- 6 第3項又は第4項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の月末まで支給するとき以外のときは、その月の勤務日数を基礎として日割りにより計算する。
- 7 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。

(非常勤役員及び評議員の報酬)

第4条 非常勤役員及び評議員の報酬額は、日額7,700円とし、1人当たりの各年度の総額は、非常勤役員にあつては100,000円、評議員にあつては30,000円を超えない範囲とする。

2 非常勤役員及び評議員の報酬は、次の各号のいずれかに該当する職務に従事したときに支払うものとする。

(1) 評議員会、理事会、監査への出席

(2) この法人を代表した立場での行事、式典及び加盟団体総会等への出席

(3) 職員採用選考、職員懲戒審査委員会への出席

(4) 諸問題への対応、緊急事態への対応等

3 前2項にかかわらず、非常勤役員及び評議員が小牧市の常勤特別職及び一般職の身分を有する場合は、報酬等を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

2 通勤手当の額は、別に定める公益財団法人小牧市スポーツ協会職員給与支給規則を準用する。

(旅費)

第7条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した旅費については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 旅費の額は、別に定める公益財団法人小牧市スポーツ協会旅費規則を準用する。

(公表)

第8条 この法人は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規則は、公益財団法人小牧市体育協会の設立の登記の日（平成24

年 4 月 1 日) から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。